

株式会社よしなが

感染対策のための指針

制定 令和6年3月

1 本指針の作成の目的（基本的考え方）

感染等防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、施設にとっては安全対策上及び利用者へのサービスの質を保つ上に重要である。感染等防止対策を全職員が把握し、安心、適切な介護・医療の提供ができるように本指針を作成する。

2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策を推進するため、感染対策委員会を設置します。なお、本委員会の運営責任者は代表取締役とします。

1) 委員会の構成メンバー

委員長は代表取締役とし、その他の委員は、別表のとおりとします。

2) 委員会の開催

感染防止対策委員会は、年に1回(3月)以上、必要な都度委員長が招集します。

3) 委員会の実施内容

災害対策委員会の議題は、委員長が定めます。

具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- 委員会その他事業所内の組織に関すること。
- 感染対策指針の整備に関すること。
- 感染防止対策研修及び訓練に関すること。
- BCP（感染症）計画の見直しに関すること。

3 職員の研修及び訓練に関する基本方針

1) 感染防止対策の基本的考え方及び具体的対策について、職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。

2) 新規職員採用時に必ず感染防止対策研修を実施する。

